

千葉県アフタースクール事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第13条の規定を踏まえ、学校、家庭、地域住民及びその他の関係者相互の連携及び協力を推進するため、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第1項第13号の規定に基づき行う千葉県放課後子ども教室推進事業と児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項に基づき行う「子どもルーム」とを、一体的に実施する事業（以下「アフタースクール事業」という。）について、社会教育法、児童福祉法及び千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第51号、以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び設置)

第2条 アフタースクール事業を行う施設の名称は、アフタースクールと称する。

2 教育長は、別表第1に掲げる千葉県立小学校にアフタースクールを設置するものとする。

(事業内容)

第3条 アフタースクール事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学習の機会の提供に関する事業
- (2) スポーツ及び文化活動の機会の提供に関する事業
- (3) 地域住民との交流活動の提供に関する事業
- (4) 児童の健康管理及び安全確保並びに情緒の安定に関する事業
- (5) 遊びに対する意欲及び態度の形成に関する事業
- (6) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関する事業
- (7) 児童の遊びの状況の把握及び家庭への連絡に関する事業
- (8) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長がアフタースクール事業の目的を達成するために必要があると認める事業

(対象児童)

第4条 アフタースクール事業を利用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす児童（以下「対象児童」という。）とする。

- (1) 第2条第2項に規定する千葉県立小学校に在籍する児童であること
 - (2) 第8条第1項第2号に規定する夜間の部を利用する場合にあっては、保護者が就労等により午後5時以降に家庭にいないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特別の事由によりアフタースクール事業を利用す

ることが適当であると認めた児童について、対象児童とすることができる。

(人員配置)

第5条 教育長は、第3条各号に掲げるアフタースクール事業を円滑に遂行するため、アフタースクールに、条例第10条に規定する放課後児童支援員のほか、地域連携担当職員を配置するものとする。

2 地域連携担当職員は、第3条第1号から第3号に掲げる事業に関する事務、学校との連携に関する事務及びその他教育長が必要と認める事務に従事するものとする。

3 地域連携担当職員は、条例第10条第2項に規定する支援の単位ごとの放課後児童支援員の数に算入しないものとする。

(実施期間)

第6条 アフタースクール事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(休業日)

第7条 前条の規定にかかわらず、アフタースクール事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) その他教育長が指定する日

2 教育長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を設定することができる。

(開設時間)

第8条 アフタースクール事業は昼間の部及び夜間の部において利用できるものとし、その開設時間は、次のとおりとする。ただし、夜間の部を利用する者は、昼間の部も併せて利用するものとする。

(1) 昼間の部の利用時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日までにあつては、授業終了後から午後5時までとする。ただし、当該日が千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）第19条の2各号に規定する日又は学校行事等による振替休業日である場合にあつては、午前8時から午後5時までとする。

イ 土曜日にあつては、午前8時から午後5時までとする。

(2) 夜間の部の利用時間は、月曜日から土曜日の午後5時から午後7時までとする。

2 教育長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の申込み)

第9条 アフタースクール事業を利用しようとする対象児童の保護者は、千葉市アフタースクール事業利用申込書（様式第1号、以下「申込書」という。）に、次の各号に掲げる

書類を添付して、教育長に申し込むものとする。ただし、2人目以降の対象児童について利用を申し込む場合は、次の各号のうち、第1号から第3号までに規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 同意書（様式第2号。別表第2の世帯区分B又はCの適用を希望する場合又は夜間の部の利用を希望する場合に限る。）
- (2) 市区町村民税所得証明書等（別表第2の世帯区分B又はCの適用を希望する場合であって、本市において市民税所得割額の確認ができない場合に限る。）
- (3) 保護者が就労等により、昼間家庭にいないことを証明するもの（夜間の部の利用を希望する場合に限る。）
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の申込みの受付期間は、原則として、利用を希望する月の前々月11日から前月の10日（ただしこれらの日が第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日。）までとする。

3 前項の規定にかかわらず、4月から利用を希望する場合の申込みの期間については、教育長が別に定める。

（利用の承認等）

第10条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、その利用について、次の各号すべてに該当するときは承認するものとし、その旨を千葉県アフタースクール事業利用承認通知書（様式第3号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

- (1) 対象児童であること
- (2) 保護者が、アフタースクール事業を利用する対象児童又は対象児童の兄弟姉妹について、第14条に定める利用料を滞納していないこと
- (3) 夜間の部の利用を希望する場合は、夜間の部が利用定員に達していないこと
- (4) 児童が身体に障害を有する場合は、保護者によって、当該児童がアフタースクール事業を安全に利用するための措置が講じられていること

2 前項の規定により承認する場合において、利用を承認する期間は承認開始月の1日から承認終了月の末日までとする。

3 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、その利用について、第1項各号のいずれかに該当しない場合は不承認とするものとし、その旨を千葉県アフタースクール事業利用不承認通知書（様式第4号）により当該申込みをした者に通知するものとする。ただし、前条の規定による申込みをした者が夜間の部の利用を希望している場合において、第1項第3号のみ該当しない場合は、第1項に限らず、昼間の部のみの利用を承認するものとし、その旨を千葉県アフタースクール事業利用承認一部承認通知書（様式第5号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

4 教育長は第1項の承認にあたってやむを得ないと認める場合には、第2項の規定にかかわらず、必要な範囲内において、利用の開始日の指定その他の条件を付することができる。

る。その場合は、その旨を千葉市アフタースクール事業利用承認通知書（様式第3号）又は千葉市アフタースクール事業利用一部承認通知書（様式第5号）により申込みをした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第11条 前条の規定による利用の承認を受けた対象児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を千葉市アフタースクール事業利用変更届（様式第6号）又は千葉市アフタースクール夏季休業期間休所届（様式第6号の2）により教育長に届け出るものとする。

- （1）申込書の記載事項に変更があったとき
- （2）アフタースクール事業の利用を取りやめるとき
- （3）月の初日から末日までの全日にわたって、アフタースクール事業を利用しないとき（以下「休所」という。）
- （4）前号に規定する休所を取りやめ、利用を再開するとき
- （5）夜間の部の利用を開始、休止、再開又は取りやめるとき
- （6）夏季休業期間に休所するとき

2 前項の規定による届出は、千葉市アフタースクール事業利用変更届（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）同意書（様式第2号。夜間の部の利用を希望する場合に限る。）
- （2）保護者が就労等により、昼間家庭にいないことを証明するもの（夜間の部の利用を希望する場合に限る。）

3 第1項に規定する届出の受付期間は、同項第1号に規定するときを除き、第9条第2項に準ずる。但し、教育長が緊急と認めた場合はこの限りでない。

（届出の取下げ、辞退等）

第12条 保護者は、次の各号の一に該当するときは、千葉市アフタースクール事業申込取下げ・辞退届（様式第7号）にて速やかに、その旨を教育長に届け出なければならない。

- （1）第9条によるアフタースクール利用の申込みを取下げるとき。
- （2）第10条による利用の承認を辞退するとき。

2 前項第2号に規定する辞退は、利用年度に係る最初の利用承認を辞退する場合のみ認めるものとする。

3 第1項第2号に規定する辞退に係る届出の受付期間は、第10条による利用の承認を受けた期間の初日の前日（ただしこれらの日が第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日。）までとする。

4 第1項第2号の規定により利用の承認を辞退する場合、利用料は発生しない。

（利用承認の取消等）

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止させることができる。

- (1) 保護者が、アフタースクール事業を利用する対象児童又は対象児童の兄弟姉妹について、次条に定める利用料を滞納したとき
 - (2) アフタースクール事業を利用する児童が、対象児童に該当しないこととなったとき
 - (3) 利用児童が身体に障害を有する場合であって、その児童がアフタースクール事業を安全に利用することが困難となったとき
 - (4) その他教育長がアフタースクール事業の運営上必要であると認めるとき
- 2 前項の規定により、利用を取り消し又は利用を一時停止させる場合には、保護者に対し、千葉県アフタースクール事業利用取消（停止）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 教育長が第1項第4号の規定により利用を一時停止させる場合、停止期間の利用料は発生しない。

(利用料)

第14条 アフタースクール事業を利用する対象児童の保護者は、その利用について承認される月から承認を取り消される月まで、実際に利用した日数にかかわらず、毎月別表第2に定める利用料を納付するものとする。ただし、第10条第4項の規定により月の途中においてアフタースクール事業の利用を開始した場合、月の途中において利用を取りやめた場合、第11条第1項第6号の規定により休所する場合又は第13条第1項第4号の規定によって利用の一時停止を行った場合における当該月に納付すべき利用料は、日割によって計算した額とする。

2 保護者は、利用料を当該月の末日（12月分にあつては、翌月の1月4日）までに納付するものとする。ただし、その日が第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、その翌日までに納付するものとする。

(不徴収)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、保護者から第11条第1項第3号の事由による届出があつたときは、教育長は、その保護者から当該月の利用料は徴収しないものとする。

(減額又は免除)

第16条 教育長は、利用児童の属する世帯が次の各号に掲げる事由（以下「減免事由」という。）に該当し、かつ、第1号から第3号及び第5号の減免事由については利用料の納付が著しく困難であると認められる場合、別表第3の区分に応じ、利用料を減額又は免除することができる。

- (1) 火災、地震、風水害その他罹災等により、当該世帯が居住する家屋等が著しい損害を受けたとき。
- (2) 事業の倒産又は失業等により当該世帯の収入が著しく減少したとき。
- (3) 同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により、当該世帯の支出が著しく増加したとき。

- (4) 利用児童の傷病等により利用することが不可能であると認められるとき。
- (5) 当該世帯に、婚姻によらないで母又は父となった者がいるとき

2 利用料の減免対象期間は、原則として減免事由が発生した日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までとする。

(減額又は免除の申請)

第17条 前条第1項の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除申請書(様式第9号)に、減免事由が確認できる書類及び減免額を計算するために必要となる書類を添付して教育長に提出するものとする。

2 前条に規定する減免を希望する保護者は、前条第2項に規定する期間の属する年度内に前項の申請を行うものとする。

(減額又は免除の決定)

第18条 教育長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、利用料の減額又は免除の可否を決定し、減額又は免除とする場合は千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除決定通知書(様式第10号)により、減額又は免除としない場合は千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除不承認通知書(様式第11号)により、当該保護者に通知するものとする。

(減額又は免除の理由の変更等の届出)

第19条 第16条第1項の規定による減額又は免除を受けている保護者は、同条第2項の期間内において、その理由が変更し、又は消滅したときは、速やかに、千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除理由変更・消滅届(様式第12号)により教育長に届け出るものとする。

(減額又は免除の取消し)

第20条 教育長は、第16条第1項の減額又は免除を受けている保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減額又は免除を取り消すものとする。

- (1) 虚偽などの不正な行為によって減額又は免除を受けていることが判明したとき
- (2) 減額又は免除の理由が消滅したにもかかわらず、前条に規定する変更等の届出をしないとき

2 前項第1号の規定により減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除を受けていた月における所定の利用料を納付するものとする。

3 第1項第2号の規定により減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の理由が消滅した日の属する月以降の所定の利用料を納付しなければならない。

(減免承認後の調査)

第21条 教育長は、利用料の減免を承認した後において、当該世帯の状況について適宜調査し、必要に応じて関係書類を提出させることができる。

(利用料の還付)

第22条 既納の利用料は還付しない。ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(委託)

第23条 教育長は、アフタースクール事業の運営について事業者に委託することができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条、第10条の規定は、令和元年10月15日から施行し、令和2年4月1日以後の利用の申込みについて適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。ただし、改正後の規定は令和5年度分の入所申込について適用することとし、令和4年度分の入所申込については、なお従前の例による。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。

別表第1

千葉県アフタースクール事業実施校一覧

名 称	実 施 場 所	備 考
稲浜小学校	千葉県美浜区稲毛海岸 2-3-2	
生浜小学校	千葉県中央区浜野町 1335	
土気小学校	千葉県緑区土気町 1634-2	
西小中台小学校	千葉県花見川区西小中台 3-1	
千草台東小学校	千葉県稲毛区作草部町 1298-1	
若松台小学校	千葉県若葉区若松台 2-25-1	
都賀小学校	千葉県稲毛区作草部町 938	
更科小学校	千葉県若葉区更科町 2073	更科公民館にて実施
川戸小学校	千葉県中央区川戸町 450	
さつきが丘東小学校	千葉県花見川区さつきが丘 1-7	
さつきが丘西小学校	千葉県花見川区さつきが丘 2-14	
高洲第四小学校	千葉県美浜区高洲 1-15-1	
大宮小学校	千葉県若葉区大宮台 7-8-1	
あやめ台小学校	千葉県稲毛区園生町 446-1	
真砂第五小学校	千葉県美浜区真砂 1-12-15	
朝日ヶ丘小学校	千葉県花見川区朝日ヶ丘 2-6-1	
千城台わかば小学校	千葉県若葉区千城台北 1-4-1	
千城台みらい小学校	千葉県若葉区千城台東 3-18-1	
長作小学校	千葉県花見川区長作町 1273	
草野小学校	千葉県稲毛区園生町 1385	
柏井小学校	千葉県花見川区柏井 4-48-1	
生浜東小学校	千葉県中央区生実町 1928	
おゆみ野南小学校	千葉県緑区おゆみ野南 4-26	
幸町小学校	千葉県美浜区幸町 2-12-12	
大森小学校	千葉県中央区大森町 268	
坂月小学校	千葉県若葉区坂月町 298	
千草台小学校	千葉県稲毛区天台 5-11-1	
柏台小学校	千葉県稲毛区園生町 588	
千城台東小学校	千葉県若葉区千城台東 1-15-1	
高浜第一小学校	千葉県美浜区高浜 1-4-1	
大木戸小学校	千葉県緑区大木戸町 317	
幕張南小学校	千葉県花見川区幕張町 3-7718	

高浜海浜小学校	千葉県美浜区高浜 4-8-2	
花見川小学校	千葉県花見川区花見川 4-1	
若松小学校	千葉県若葉区若松町 360-1	
横戸小学校	千葉県花見川区横戸町 1005	
椎名小学校	千葉県緑区茂呂町 582	
白井小学校	千葉県若葉区野呂町 215	
緑町小学校	千葉県稲毛区緑町 2-13-1	
生浜西小学校	千葉県中央区塩田町 316-1	
あすみが丘小学校	千葉県緑区あすみが丘 6-2	
瑞穂小学校	千葉県花見川区瑞穂 1-2	
花島小学校	千葉県花見川区花見川 8-1	
高洲小学校	千葉県美浜区高洲 2-2-20	
畑小学校	千葉県花見川区畑町 1385-1	
犢橋小学校	千葉県花見川区犢橋町 777-3	
松ヶ丘小学校	千葉県中央区松ヶ丘町 580	
仁戸名小学校	千葉県中央区仁戸名町 380	
大巖寺小学校	千葉県中央区大巖寺町 375	
みつわ台北小学校	千葉県若葉区みつわ台 3-5-1	
みつわ台南小学校	千葉県若葉区みつわ台 1-17-1	
源小学校	千葉県若葉区源町 541-6	
大椎小学校	千葉県緑区あすみが丘 6-38	
真砂西小学校	千葉県美浜区真砂 4-5-1	

別表第2

千葉市アフタースクール事業利用料

世帯区分		昼間の部利用料			夜間の部 利用料
		7・8月以外	7月	8月	
A	一般世帯	3,500円	4,000円	5,500円	5,000円
B	前年度市区町村民税の所得割課税額が47,500円未満である世帯	1,750円	2,000円	2,750円	2,500円
C	前年度市区町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	無料			無料

- ※1 世帯区分における世帯とは、当該世帯に属する児童、児童の父母（事実婚を含む）、祖父母及び曾祖父母であって生計を一にする者により構成されるものをいう。ただし、扶養義務者以外の者が同居し、子どもを監護するなど生計を一にしていると認められる場合は、その者を世帯に含めるものとする。
- ※2 生活保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- ※3 市区町村民税非課税世帯及び市区町村民税の所得割課税額（世帯区分における世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市という。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市区町村の区域内に住所を有する者とみなして、市区町村民税の所得割課税額を算定するものとする。）が47,500円未満である世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいい、所得割課税額は、当該世帯に属する者に係る所得割課税額の合算額とする。
- ※4 同一世帯で2人以上の児童が利用（休所している児童を除く）する場合は、その最も年下の児童以外の児童については上記利用料金の半額とする。
- ※5 第14条第1項による利用料の日割額の計算については、次の式により算出するものとする。

$$[\text{利用料月額}] \times [\text{該当月の取止め日までの開設日数又は利用開始日以降の開設日数 (25日を超える場合は25日)} \div 25日]$$

(ただし、10円未満は切り捨てるものとする。)

別表第3

減免の適用要件及び減免方法

区分	減免事由	適用要件	減免方法
第1号	第15条第1項第1号に該当するとき	家屋及び家財の損失額（保険金等の補填額を除く）が罹災前の価格の2分の1以上の場合	当該年の推定課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
第2号	第15条第1項第2号に該当するとき	当該世帯の当該年の見込み収入額が前年度（前々年）の収入額の合計の3分の2以下に減少した場合 （ただし、これ以外の場合においても、見込収入額の減少による家計への影響が甚大と認めた場合を含む。）	当該年の見込み収入額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
第3号	第15条第1項第3号に該当するとき	当該世帯の当該月の不測の支出額が当該月の実収入額の3分の1以上に増加した場合	当該年の推定課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
第4号	第15条第1項第4号に該当するとき	利用不可能な期間が30日以上見込まれる場合 （同一の事由では年度内に1回のみ適用とする。）	減免事由が発生した日の属する月から、利用料を全額免除（利用不可能な期間が30日以上60日未満の場合は1か月分、60日以上の場合は2か月分とする。）
第5号	第15条第1項第5号に該当するとき	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に該当する場合又は同令第1条の2第2号に該当する場合	地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなして、同法第295条第1項第2号、同法第314条の2第1項又は同条第

			3項及び第314条の6の規定の例により、市町村民税額を算定した場合に得られる課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定
--	--	--	--

備 考

- 1 当該年の推定課税額は次の算式により認定する。

第1号を事由とする場合

(前年の課税対象所得額－当該年の住宅家財等の損失額の内雑損控除となり得る額) × 税率 = 推定課税額

第3号を事由とする場合

(前年の課税対象所得額－当該年の不測の支出(見込)の内所得控除となり得る額) × 税率 = 推定課税額

- 2 当該年の見込収入額は次の算式により認定する。

当該年の既収入額 + 減免事由の発生した日以降の見込収入額 = 見込収入額

(上記算式で認定が困難な場合)

当該年の既収入額 + 基準収入月額 × 減免事由の発生した日の属する月以降の月数 + 賞与見込額 = 見込収入額

※基準収入月額は、減免事由の発生した日の属する月の賞与を除く収入額とし、当該収入額が把握できない場合は減免事由発生後3カ月における賞与を除く収入額の平均額とする。

- 3 第2号又は第3号を事由とする場合で、減免期間が3カ月を超える場合は、3カ月経過時に第20条に定める調査を実施するものとする。
- 4 減免事由に複数該当する場合は、減免額が最も大きい事由により認定する。

千葉市アフタースクール利用申込書

(あて先)千葉市教育委員会教育長

「アフタースクールのご案内」及び記載例をよくお読みになり
1～6までの全ての項目についてご記入ください

1 利用児童について

フリガナ		生年月日 学年 <small>(利用開始時)</small>	平成 年 月 日 年生	通学(予定) 小学校名	小学校
児童氏名					

2 利用内容について

利用開始希望月	令和 年 月 から	【夜間の部の利用について】 ・利用対象者は「保護者が就労等により午後5時以降家庭にいない児童」です ・「同意書」「保護者が就労等により午後5時以降家庭にいないことを証明する書類」等の提出が必要です 【利用予定日数について】 ・現時点で一週間のうち利用する予定の日数を選択してください
利用希望時間帯 <small>※希望する番号に「○」をしてください</small>	1 昼間の部のみの利用を希望 2 昼間の部及び夜間の部の利用を希望	
利用予定日数 <small>※○</small>	週 (1 2 3 4 5 6) 日間	

3 料金区分B又はCの希望について

該当する項目がある場合は、番号に「○」をしてください 1 生活保護受給世帯であり、料金区分Cを希望する。 2 令和6年度市区町村民税非課税世帯であり、料金区分Cを希望する。 3 令和6年度市区町村民税所得割課税額が47,500円未満世帯(政令指定都市の課税世帯にあっては概ね63,300円未満世帯)であり、料金区分Bを希望する。	【いずれにも「○」がない場合】 ・料金区分A(一般世帯)の欄になります 【いずれかに「○」をした場合】 ・「同意書」の提出が必要です ・令和6年1月1日時点で千葉県外在住の方は「令和6年度市県民税課税証明書」の提出が必要です
---	--

4 保護者及び連絡先について ※親権者(父母、養親等)、及び未成年後見人、未成年を現に監護する者(里親等)

連絡先	住所	〒	電話番号 <small>※後列欄に記入してください</small>	-	-	(父・母・自宅・他)
						(父・母・自宅・他)
保護者1 <small>※該当するものにチェックしてください</small>	カナ		利用児童から見た続柄	生年月日	昭・平	年 月 日
	氏名					
	状況	<input type="checkbox"/> 就労あり(就労先等を入力してください) <input type="checkbox"/> 就労なし	就労先	勤務地 <small>(市区町村)</small>	電話番号	
保護者2	カナ		利用児童から見た続柄	生年月日	昭・平	年 月 日
	氏名					
	状況	<input type="checkbox"/> 就労あり(就労先等を入力してください) <input type="checkbox"/> 就労なし	就労先	勤務地 <small>(市区町村)</small>	電話番号	

5 家族状況について ※利用児童・保護者以外で同居もしくは生計を一にする方

利用児童・保護者のみの世帯のため該当なし

氏名	利用児童から見た続柄	生年月日	勤務先(または学校名・学年)	アフタースクール申込状況
		年 月 日		あり・なし
		年 月 日		あり・なし
		年 月 日		あり・なし
		年 月 日		あり・なし

※続柄は、利用する児童から見た続柄を記載してください

※「アフタースクール申込状況」欄は、小学生の兄弟姉妹がいる場合、該当するものに「○」をしてください

6 確認事項

以下の項目をお読みいただき、確認欄にチェックしてください。	確認欄
この申込書1・2・4及び裏面にご記入の内容については、本事業の運営事業者と情報を共有させていただきます。 また、利用の審査及び書類発送のため、利用児童及び保護者の住民登録情報を確認させていただきます。	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
児童の健康状態等を把握するため、小学校等の関係機関と児童の情報を共有させていただきます。 また、小学校等に提出された学校生活管理指導表、個別の教育支援計画について、本事業の運営事業者と共有させていただきます。	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません

裏面もご記入ください

<千葉市記入欄>

受付場所	メール	同意書	就労証明	その他	1	2	3	4	5	6	他
A・B・C			父・母 保育所 ルーム								

健康・生活状態申告欄 (小学校アフタースクール 児童氏名:)

児童を安全にお預かりするために参考とさせていただきますので、必ずご記入ください

ご記入いただいた内容は、運営委託事業者へ情報提供いたします。

ご記入いただいた内容で、アフタースクールの審査に不利となることはございません。

【利用を希望される児童についてお答えください】

1 アレルギーについて

(1) アレルギーはありますか

いいえ ・ はい (原因物質 食物:) その他:)

(2) アドレナリン自己注射(「エピペン®」)の処方を受けていますか

いいえ ・ はい

2 慢性疾患について

(1) 慢性疾患をお持ちですか

いいえ ・ はい (疾患名:)

(2) 小児慢性特定疾患の認定を受けていますか

いいえ ・ はい (受給者番号:)

3 障害等について

(1) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちですか

いいえ ・ はい (身体障害者手帳: 級)
(精神障害者保健福祉手帳: 級)
(療育手帳:程度)

(2) 発達障害等の診断を受けたことがありますか

いいえ ・ はい (診断名:)
(診断機関:)
(診断日:)

4 介助等について

(1) 介助を求めることなく、集団生活を送ることができますか。

できる ・ 部分的に介助 ・ すべて介助
(部分的に介助が必要な事項:)

(2) 小学校からアフタースクールへの移動に介助が必要ですか

必要ない ・ 必要
(介助が必要な事項:)

(3) 食事、排便、着脱衣、身辺整理等を自力で行うことができますか。

できる ・ 介助が必要(食事・排便・着脱衣・身辺整理・その他)
(介助の詳細:)

(4) 医療行為(経管栄養やたんの吸引等)が必要ですか

いいえ ・ はい
(医療行為の内容:)

※ アフタースクールの職員によるお迎えは、児童の状況等を踏まえ実施可能かどうか判断します。必ずしも実施できるものではありません。

※ アフタースクールの職員は、医療行為を行えません。
※ お子様を安全に受け入れる体制が整うまで、ご利用をお待ちいただく場合もございますのでご了承ください。

5 通所施設について

(1) アフタースクール以外の施設(放課後デイサービス等)への通所(予定)はありますか

いいえ ・ はい (施設名:)

6 健康面や生活面で気になること、あらかじめ伝えておきたいことなどがありましたらご記入ください。

[]

同意書

以下に記載の確認事項をよくお読みいただき、同意する項目にチェック（○や✓）の上、ご署名をお願いいたします。

	確認事項	該当項目
1	<p>【夜間の部の利用を希望する方】 就労状況などの確認のため、必要に応じて、教育委員会が雇用主その他の関係先に確認することに同意します（現地確認を含む）。 また必要に応じて、教育委員会が児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報、児童扶養手当等の受給状況を、本市の関係機関に調査・照会することに同意します。</p>	
2	<p>【就労等の証明書類の省略を希望する方】 就労などにより午後5時以降に家庭にいないことを証明するものについては、下記児童の保育園等または子どもルームの入所申込若しくは現況調査において、該当する書類を保健福祉センターこども家庭課に提出済みのため、教育委員会が同課より写しの提供を受けることに同意します。</p> <p>保育園等名または 子どもルーム名 _____ 児童 氏名 _____</p>	
3	<p>【料金区分B又はCを希望する方】 料金区分B又はCを希望します。 それにあたり、必要に応じて、教育委員会が児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報、市民税課税状況、生活保護受給状況及び児童扶養手当の受給状況について、本市の関係機関に調査・照会することに同意します。</p>	

（あて先）千葉市教育委員会教育長

私は、児童が千葉市アフタースクールを利用するにあたり、確認事項について上記のとおり同意します。

（署名欄）

同意年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 千葉市 _____ 区 _____

氏 名 _____

※ 児童と生計を同一にする保護者及び15歳以上の同居人全員を記入してください。

※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

様

千葉県教育委員会 教育長

令和 年度 千葉県アフタースクール事業利用承認通知書

申込されましたアフタースクール事業の利用について、次のとおり承認いたします。

児童氏名	年月日生
児童番号	
小学校名	小学校 A S
所在地	
承認期間	年月日 から 年月日
利用区分	
納入方法	

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用料						

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料						

【注意事項】

- 1 利用変更届（利用の取り止め、休止、夜間の部利用の取り止め）を提出期限（変更を希望する月の前月 10 日）までに千葉県教育委員会生涯学習振興課へ提出しない場合、利用料金が発生いたしますので、ご了承ください。
- 2 兄弟で利用の場合には、2 人目以降の児童（兄及び姉）の利用料が半額となります。利用料の変更がある場合は、この通知をもって代えさせていただきます。

(問合せ先)

様式第4号

第 号
年 月 日

様

千葉市教育委員会
教育長 

千葉市アフタースクール事業利用不承認通知書

申込みされた千葉市アフタースクール事業の利用(変更)について、下記の理由により不承認となりましたので、通知します。

(児 童 氏 名)

(小 学 校 名)

(不 承 認 理 由)

※ 特記事項

(お 問 い 合 わ せ 先)

様式第5号

第 号
年 月 日

様

千葉市教育委員会
教育長 

千葉市アフタースクール事業利用一部承認通知書

申込みされた千葉市アフタースクール事業の利用の一部について、次のとおり承認します。

児 童 氏 名	
通 知 書 番 号	
小 学 校 名	
承 認 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利 用 時 間 帯	
利 用 料 金	
不承認とする事項及びその理由	

(お問い合わせ先)

千葉市アフタースクール利用変更届

(あて先)千葉市教育委員会教育長

【利用児童及び保護者について】

フリガナ		フリガナ		フリガナ	
児童氏名		児童氏名		児童氏名	
生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日
フリガナ		電話番号	— —	小学校名	
保護者氏名		住所	〒 — 区	小学校	

以下については、該当する項目のみ記入してください。
利用の休止・取りやめ(退所)・再開・開始の締切は前月10日(土日祝日の場合は翌営業日)です

【変更事項について】

1: 利用の休止・取りやめ(退所) ※ 年度内に再開の可能性がある場合は「休止」を選択してください。

該当月	令和 年 月 から			
休止 取りやめ 区分	1 すべての利用を休止する。	3 すべての利用を取りやめる(退所)		
	2 夜間の部のみ利用を休止する。	4 夜間の部のみ利用を取りやめる(退所)		
理由				

2: 利用の再開・開始

※ 1: 利用の休止と同時に届けたいことも可能です。

再開月	令和 年 月 から			
再開区分	1 昼間の部のみ利用を再開する。	3 夜間の部を開始する。 ・昼間の部のみ利用中の方。 ・提出書類及び注意事項があります。		
	2 昼間及び夜間の部の利用を再開する。			

3: 保護者変更(氏変更含む)

フリガナ		児童との 続柄	
保護者氏名			
生年月日	年 月 日		

4: 連絡先の変更

住所	〒 — 区	
電話番号	— —	(父・母・自宅・他)
	— —	(父・母・自宅・他)

※ 住所の変更は基本的に届出不要です(裏面参照)

5: 児童の氏変更

フリガナ		フリガナ		フリガナ	
児童氏名		児童氏名		児童氏名	
生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日

6: 世帯員の変更

フリガナ		児童との 続柄	変更区分	1 新しく同居する
世帯員氏名				2 同居ではなくなった
生年月日	年 月 日		変更理由	
フリガナ		児童との 続柄	変更区分	1 新しく同居する
世帯員氏名				2 同居ではなくなった
生年月日	年 月 日		変更理由	

様式第6号の2

千葉市アフタースクール夏季休業期間休所届

(記入日) 年 月 日

(あて先)千葉市教育委員会教育長

【利用児童及び保護者について】

フリガナ		生年月日	平・令	年	月	日
児童氏名						
フリガナ		生年月日	平・令	年	月	日
児童氏名						
フリガナ		生年月日	平・令	年	月	日
児童氏名						
フリガナ		小学校名				
保護者氏名						
電話番号	—	—	小学校			
住所	〒 — 千葉市 区					

【届出事項について】

1:利用の休止

アフタースクール 利用の休止	夏季休業期間(日曜・祝日を除く)において、アフタースクールの利用を休止します。
-------------------	---

※昼間の部及び夜間の部をご利用中の方は、夏季休業期間において夜間の部のみを休止することはできません。

※本休所届を提出した場合、利用料金は夏季休業期間休所者の料金対応となります。

※本休所届を提出した後に、夏季休業期間休所を取りやめる場合は、6月10日(当日が土日祝日の場合は翌開庁日)までに、生涯学習振興課放課後子ども対策班へ連絡(電話またはメール)が必要です。

様式第7号

千葉県アフタースクール事業 利用申込み取下げ・辞退届

年 月 日

(あて先) 千葉県市長

(保護者)

住 所 千葉県 区

氏 名

電話番号 - -

連絡先電子メールアドレス

@

先に提出したアフタースクール利用申込みについて、次のとおり届け出ます。

【届出事項の□にレ点を付けてください。】

()年度千葉県アフタースクール利用申込みを取り下げます。

※ 利用承認前については、利用申込みの取下げが可能です。

()年()月からの()小学校アフタースクール)の利用承認を辞退します。

※ 利用年度における最初の利用承認を辞退する場合のみ認められます。

※ 利用を承認した期間の初日の前日(土日祝日の場合は翌営業日)までにご提出いただく必要があります。

※ 取下げ、辞退後に利用を希望する場合は、再度利用申込みが必要です。

児 童 氏 名	()年()月()日生	ア フ タ ー ス ク ー ル 名	
	()年()月()日生		
	()年()月()日生		
	()年()月()日生		
申込み取下げ (承認辞退) 理由			

様式第8号

第 号
年 月 日

様

千葉市教育委員会
教育長



千葉市アフタースクール事業利用承認取消（停止）通知書

次の児童について、下記のとおりアフタースクールの利用承認を取消し（停止）することとしましたので、通知します。

記

児 童 氏 名	
小 学 校 名	小学校
利用承認年月日	年 月 日
利用承認取消年月	年 月 日をもって（夜間の部・ 昼間の部及び夜間の部）利用承認を取り消します。
利用停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用承認取消 （停止）理由	

様式第9号

千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会教育長

(保護者) 住 所

氏 名

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス

@

利用料について減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

1 児 童 氏 名

2 小 学 校 名

小学校

3 申 請 理 由

--

様式第10号

第 号
年 月 日

様

千葉市教育委員会
教育長 印

千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました利用料の減額・免除につきまして、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 児童氏名
- 2 小学校名 小学校
- 3 減額・免除後の利用料の内訳は、次のとおりとします。

単位：円

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

(注)

千葉市アフタースクール事業実施要綱第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、減額・免除を取り消します。

様式第11号

第 号
年 月 日

様

千葉市教育委員会
教育長 印

千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました利用料の減額・免除については、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

- 1 児童氏名
- 2 小学校名 小学校
- 3 不承認の理由

様式第12号

千葉市アフタースクール事業利用料減額・免除理由変更・消滅届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会教育長

(保護者) 住 所

氏 名

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス

@

利用料の減額・免除について下記のとおり変更したいので、届出します。

記

児 童 氏 名	
小 学 校 名	小学校
減額・免除期間	年 月 から 年 月 まで
減額・免除理由変更内容	
減額・免除消滅期間	年 月 から 年 月 まで
消滅する理由	